

当協会第3回常務理事・本部長会議に於いて以下の事項が決定されました。

平成17年8月7日

(財)日本テニス協会「JTA ルールブック」の転載、又は複製をする場合は、以下の申請手続きが必要です。

(財)日本テニス協会の許可なく「JTA ルールブック」の転載、又は複製を禁じます。

1. 申請者は、**使用目的及びコピー範囲**を書面にて JTA 宛に提出する。
許可に当たっては、「**本文章は JTA テニスルールブック 2006 を JTA の許可を得てコピーしたものです。本文章を他の目的でコピーまたは複製しないようにお願いします。**」と記載してもらうことを条件とする。
2. 転載・複製の許可可否の判断者および許可証の発行者はトーナメント本部長とする。

* 問合せ先：日本テニス協会審判担当者 watanabe@jta-tennis.or.jp

* 提出方法：電子メール